

令和元年9月18日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成31年(ワ)第5号 被疑者松井一實には被選挙権が無いことの決定請求事件

口頭弁論終結日 令和元年5月27日

判 決

広島市南区宇品西一丁目7番12-502号

原 告 前 島 修

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

被 告 広島市選挙管理委員会

同 代 表 者 委 員 長 二 國 則 昭

同 指 定 代 理 人 橋 場 聡 子

国 府 田 澄 江

久 保 正 義

主 文

1 本件各訴えをいずれも却下する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

1 被告は、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）及び地方公務員法第29条（懲戒）に照らし、職務上の義務として、地方自治法第143条に従って、平成31年4月7日執行広島市長選挙の告示日以前に、普通地方公共団体の長である松井一實の被選挙権の有無を決定しなければならない。

2 公職選挙法第239条及び第243条違反の被疑者松井一實は、平成31年3月15日から5年間、選挙権及び被選挙権を有しない。

3 原告からの、再々の申出を無視して、被告が、職務上の義務として、地方自治法第143条に従って、平成31年4月7日執行広島市長選挙の告示日以前に、公職選挙法第239条及び第243条違反の被疑者広島市長松井一實が、被選挙権を有していないことの決定をしなかった行為は、地方公務員法第29

条（懲戒）に該当する。

- 4 被告が、広島高速道路公社による高速5号線シールドトンネル工事契約に係る第三者委員会（委員長二國則昭）が、調査結果として、事実上、官製談合と約100億円の賄賂罪を認めたのに、平成31年4月7日執行広島市長選挙の告示日以前に、広島市長松井一實が被選挙権を有していないことの決定をしなかった行為は、地方公務員法第29条（懲戒）に該当する。
- 5 被告委員長二國則昭は、広島高速道路公社による高速5号線シールドトンネル工事契約に係る第三者委員会の委員長として、調査結果より、事実上、官製談合と約100億円の賄賂罪を認めたのに、平成31年4月7日執行広島市長選挙の告示日以前に、広島市長松井一實が被選挙権を有していないことの決定をしなかった行為は、公職選挙法第226条の職権濫用による選挙の自由妨害罪であり、選挙管理委員会の委員が故意にその職務の執行を怠り、その職権を濫用して選挙の自由を妨害したので、四年以下の禁錮に処する、に該当する。
- 6 被告委員長二國則昭は、地方公務員法第35条（職務に専念する義務）及び地方公務員法第29条（懲戒）に照らし、広島高速道路公社による高速5号線シールドトンネル工事契約に係る第三者委員会の委員長を務めてはならない。
- 7 平成30年11月20日から平成31年3月31日まで、建設業法第25条の10の法令違反である、広島高速道路公社からの被告委員長二國則昭への委嘱は、広島県、広島市及び公社の共謀による法令違反の契約の犯罪事態から、公職選挙法第221条（買収及び利害誘導罪）に該当する。
- 8 被告委員長二國則昭を、地方公務員法第29条（懲戒）の懲戒処分により、免職とせよ。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、広島市の住民である原告が、被告に対し、広島市長である松井一實（以下「松井市長」という。）が公職選挙法に違反する行為をしたが、被

告は松井市長について被選挙権を有しないとする地方自治法143条1項に基づく決定を行わなかったなどと主張して、松井市長の被選挙権の有無を決定することの義務付けを求めるとともに、裁判所が、松井市長について選挙権及び被選挙権を有しないとの判決をすること、被告及び被告委員長に対し地方公務員法に基づく懲戒処分をすること、被告委員長を公職選挙法に基づき刑罰に処すること、被告委員長が広島高速道路公社による高速5号線シールドトンネル工事契約に係る第三者委員会の委員長を務めてはならない旨の判決をすることを求める事案である。

2 関係法令の概要

(1) 地方自治法143条1項（失職及び資格決定）

普通地方公共団体の長が、被選挙権を有しなくなつたとき又は同法142条の規定に該当するときは、その職を失う。その被選挙権の有無又は同条の規定に該当するかどうかは、普通地方公共団体の長が公職選挙法11条、11条の2若しくは252条又は政治資金規正法28条の規定に該当するため被選挙権を有しない場合を除くほか、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会がこれを決定しなければならない。

(2) 地方公務員法29条1項（懲戒）

職員が次のアないしウのいずれかに該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

ア この法律若しくは地方公務員法57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

イ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

ウ 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

3 当事者の主張

原告の主張は、別紙「訴状」の写しに記載のとおりであるところ、そのう

ち本件各訴えの適法性に関するものは、以下の「原告の主張」欄に記載のとおりであり、これに対する被告の反論は、以下の「被告の主張」欄に記載のとおりである。

(1) 請求の趣旨第1項に係る訴えについて

ア 原告の主張

請求の趣旨第1項は、被告に対し、同項記載の決定の義務付けを求めるものである。

原告は、被告が松井市長の被選挙権の有無を決定しないことによって、選挙権及び被選挙権を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれがあり、前記決定を求めるにつき法律上の利益を有する者に該当するから、請求の趣旨第1項に係る訴えは、適法である。

イ 被告の主張

行政事件訴訟法37条の2第3項にいう法律上の利益を有する者とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上の保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう。

地方自治法143条1項は、被選挙権を有しない者等が普通地方公共団体の長という公の地位にとどまることは一般的公益に反することから、普通地方公共団体の選挙管理委員会に、当該普通地方公共団体の長が被選挙権を有するかなどについて決定する権限を認めた規定であって、個々人の個別的利益の保護を目的としたものではない。したがって、普通地方公共団体の住民である原告は、前記のような決定がされることにより、自己の権利若しくは法律上の保護された利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者とはいえず、法律上の利益を有する者には該当しないから、前記訴えは、不適法である。

また、平成31年4月7日執行の広島市長選挙は既に執行されているため、この意味からも訴えの利益はなく、前記訴えは、不適法である。

(2) 請求の趣旨第2項に係る訴えについて

ア 原告の主張

請求の趣旨第2項は、裁判所に対し、判決をもって、同項記載の内容を命じるよう求めるものである。

憲法32条に照らして、国民の権利は保障されなければならない、請求の趣旨第2項に係る訴えは、適法である。

イ 被告の主張

裁判所は原告が求める判決をする権限を有しておらず、前記訴えは、不適法である。

(3) 請求の趣旨第3項、第4項及び第8項に係る各訴えについて

ア 原告の主張

請求の趣旨第3項、第4項及び第8項は、裁判所に対し、被告ないし被告委員長について各項記載の懲戒処分を行うよう求めるものである。

憲法32条に照らして、国民の権利は保障されなければならない、請求の趣旨第3項、第4項及び第8項に係る各訴えは、適法である。

イ 被告の主張

裁判所は被告ないし被告委員長に対して地方公務員法上の懲戒をする権限を有しておらず、前記各訴えは、不適法である。

(4) 請求の趣旨第5項及び第7項に係る各訴えについて

ア 原告の主張

請求の趣旨第5項及び第7項は、裁判所に対し、被告委員長個人を各項記載の罪により所定の刑罰に処するよう求めるものである。

原告は、犯罪行為による不正選挙によって、自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれがあり、請求の趣旨第5項及び第7項に係る各訴えは、適法である。

イ 被告の主張

本件訴訟は行政訴訟であり、裁判所は何人かに刑罰を科す裁判をする権限を有しておらず、前記各訴えは、不適法である。

(5) 請求の趣旨第6項に係る訴えについて

ア 原告の主張

請求の趣旨第6項は、裁判所に対し、被告委員長個人について、同項記載の第三者委員会の委員長を務めてはならない旨の判決を求めるものである。

イ 被告の主張

裁判所は原告が求める裁判をする権限を有しておらず、前記訴えは、不適法である。

第3 当裁判所の判断

1 請求の趣旨第1項に係る訴えについて

(1) 行政事件訴訟法37条の2第3項にいう「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうと解される。

(2) 前記訴えは、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、地方自治法143条1項に基づく資格の決定の義務付けを求めるものである。同項は、被選挙権を有しない者が普通地方公共団体の長という公の地位にとどまることは一般的公益に反することから、地方行政における事務執行の適正の確保という公益の実現を図るべく、普通地方公共団体の長が被選挙権を有するか否かを決定する権限を選挙管理委員会に与えるとともに、当該権限の行使を専ら当該地方公共団体の選挙管理委員会の自主的判断に委ねることにしたものであって、普通地方公共団体の住民は、同項に基づく資格の決定の申立権を有しておらず、また、同項が、当該普通地方公共団体の住民の個別的利益を保護する趣旨を含むとは解されない。

そうすると、仮に請求の趣旨第1項に係る訴えを行政事件訴訟法3条6項

1号に基づくものと善解するとしても、普通地方公共団体の住民である原告は、被告による地方自治法143条1項に基づく資格の決定の有無に関し、自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがある者とはいえず、行政事件訴訟法37条の2第3項にいう法律上の利益を有する者に該当しない。

したがって、請求の趣旨第1項に係る訴えは、不適法である。

2 請求の趣旨第2項に係る訴えについて

- (1) 前記訴えについて、その趣旨及び根拠等は必ずしも判然としないものの、松井市長が公職選挙法239条及び243条の罰則規定に触れる行為を行ったとして、裁判所に対し、行政訴訟により、同法252条1項又は2項に基づき、松井市長が選挙権及び被選挙権を有しないという法律関係を形成する判決を求めるものと善解できないではない。

しかし、公職選挙法252条1項及び2項は、同法第16章に掲げられる一定の罪を犯し罰金の刑又は禁固以上の刑に処せられた者について、当該選挙犯罪の付随的効果として、罪を犯した者の選挙権及び被選挙権を一定期間停止するものであり、普通地方公共団体の住民が当該普通地方公共団体の選挙管理委員会を被告として提起した行政訴訟において、先のような判決を求めるべき法律上の根拠が存しないことは、明らかである。

- (2) また、仮にこれを松井市長が選挙権及び被選挙権を有しないという公法上の法律関係の確認を求める訴えと解したとしても、公職選挙法等の関係法令が、ある者の選挙権及び被選挙権の有無について、それ以外の者の個別的利益を保護しているとは解されないから、松井市長の選挙権及び被選挙権の有無に関して原告に法的に保護されるべき具体的利益があるとはいえず、確認の利益を欠く。

- (3) したがって、請求の趣旨第2項に係る訴えは、不適法である。

3 請求の趣旨第3項、4項及び第8項に係る各訴えについて

原告は、前記各訴えにおいて、裁判所が被告ないし被告委員長に対して地方公務員法に基づく懲戒処分を行うよう求めるものの、普通地方公共団体の住民が当該普通地方公共団体の選挙管理委員会を被告として提起した行政訴訟において、そのような判決を求めるべき法律上の根拠が存しないことは、明らかである。

したがって、請求の趣旨第3項、4項及び第8項に係る各訴えは、いずれも不適法である。

4 請求の趣旨第5項及び7項に係る各訴えについて

原告は、前記各訴えにおいて、被告委員長に対して刑罰を科すことを求めているものの、普通地方公共団体の住民が当該普通地方公共団体の選挙管理委員会を被告として提起した行政訴訟において、そのような判決を求めるべき法律上の根拠を欠くことは、明らかである。

したがって、請求の趣旨第5項及び7項に係る各訴えは、いずれも不適法である。

5 請求の趣旨第6項に係る訴えについて

前記訴えについて、その趣旨及び根拠等は必ずしも判然としないものの、仮にこれを、裁判所に対し、被告委員長について、高速5号線シールドトンネル工事契約に係る第三者委員会（同工事契約について、広島高速道路公社から独立した立場で中立・公正で客観的に調査審議することを目的として、平成30年11月20日施行の要綱に基づき設置されたもの。甲9）の委員長を務めてはならないという法律関係を形成する判決を求めるものと善解するにせよ、普通地方公共団体の住民が当該普通地方公共団体の選挙管理委員会を被告として提起した行政訴訟において、先のような判決を求めるべき法律上の根拠が存しないことは、明らかである。

また、仮にこれを被告委員長が第三者委員会の委員長を務めてはならないという公法上の法律関係の確認を求めるものと解したとしても、これに関し原告

に法的に保護されるべき具体的利益があるとはいえず，確認の利益を欠く。

したがって，請求の趣旨第6項に係る訴えは，不適法である。

6 結論

よって，本件各訴えは，いずれも不適法であって，却下を免れない。

広島地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官

高 島 義 行

裁判官

久 保 田 寛 也

裁判官

塚 本 友 樹

これは正本である。

令和元年9月18日

広島地方裁判所民事第2部

裁判所書記官

大西 顕

